

だいしウィリンク JCB カードご利用規定集の一部改定のお知らせ

2020年3月31日をもって「だいしウィリンク JCB カードご利用規定集」を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は次のとおりです。

1. ウィリンク JCB カード会員規約（個人用）

※赤字部分が改定または追加になった箇所です。

改 定 前	改 定 後
第 1 条（会員）	第 1 条（会員）
1. 株式会社第四銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が運営するクレジットカード取引システム（以下「JCB クレジットカード取引システム」という。）に当行および JCB（以下「両社」という。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といたします。	1. 株式会社第四銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が運営するカード取引システム（以下「JCB カード取引システム」という。）に当行および JCB（以下「両社」という。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といたします。
第 19 条（ショッピングの利用）	第 19 条（ショッピングの利用）
1. 会員は JCB、JCB の提携会社および JCB の関係会社の国内および国外の JCB のサービスマークの表示されている JCB 所定規格のクレジットカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、本条第 2 項から第 5 項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加	1. 会員は JCB、JCB の提携会社および JCB の関係会社の <u>認める</u> 国内および国外のカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、本条第 2 項から第 5 項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加

<p>盟店に対する支払いを当行に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当行に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。</p>	<p>品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当行に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。</p>
<p>2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。</p>	<p>2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、<u>JCB 所定の方法により、</u>カードを提示し、<u>または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、</u>加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、<u>または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、</u>ショッピング利用ができることがあります。</p>
<p>7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。</p>	<p>7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。</p>
<p>(4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードの入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコードを誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。</p>	<p>(4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコード<u>または J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワード</u>の入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコード<u>または J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワード</u>を誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。</p>
<p>10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役</p>	<p>10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務</p>

<p>務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第 16 条第 2 項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p>	<p>の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第 16 条第 2 項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p>
	<p><u>(3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式</u></p>
<p>第 21 条（ショッピング利用代金の支払区分）</p>	<p>第 21 条（ショッピング利用代金の支払区分）</p>
<p>2. 第 1 項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものには適用されません。</p>	<p>2. 第 1 項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。<u>会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。</u>ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、<u>以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング 1 回払いのみの指定となります。</u></p>
<p>第 31 条（明細）</p>	<p>第 31 条（明細）</p>
<p>当行は、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い利用残高、ショッピング分割払い利用残高（ショッピングスキップ払い利用残高を含む。）およびキャッシングリボ払い利用残高等（以下「明細」という。）を約定支払日の当月初め頃、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届け出住所への郵送その他当行所定の方法により通知します。なお、第 21 条第 2 項 (2) に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当行は、当該変更後の明細を、ご利用代金明細書として再通知します。本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後 1 週間以内に申し出るものとします。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明</p>	<p>当行は、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い利用残高、ショッピング分割払い利用残高（ショッピングスキップ払い利用残高を含む。）およびキャッシングリボ払い利用残高等（以下「明細」という。）を約定支払日の当月初め頃、<u>当行所定の方法により、</u>本会員に通知します。なお、第 21 条第 2 項 (2) に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当行は、当該変更後の明細を通知します。なお、年会費のみの支払いの場合、<u>明細の通知</u>を省略することがあります。</p>

細書の発行を省略することがあります。	
第 32 条（遅延損害金）	第 32 条（遅延損害金）
・ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングスキップ払い	・ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングスキップ払い
法定利率（商事法定利率をいう。以下同じ。）	法定利率
第 47 条（会員規約およびその改定）	第 47 条（会員規約およびその改定）
本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。	本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。 <u>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u> なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

2. 個人情報の取扱いに関する同意条項

※赤字部分が改定または追加になった箇所です。

改 定 前	改 定 後
第1条（個人情報の収集・保有・利用・預託）	第1条（個人情報の収集・保有・利用・預託）
1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当行およびJCB（以下「両社」という。）が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。	1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当行およびJCB（以下「両社」という。）が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
(1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当行またはJCBもしくは両社との取引に関する与信判断および与信後および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。	(1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当行またはJCBもしくは両社との取引に関する与信判断および与信後および与信後の管理のために、以下の①～⑨の個人情報を収集、利用すること。
	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ <u>ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる</u> ）、勤務先、職業、カードの利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
	<u>⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。</u>
	<u>⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。</u>
(2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書	(2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その

<p>面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内について当行または JCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本同意条項末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p>	<p>他の媒体の送付または本号④に定める営業案内について当行または JCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本同意条項末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p>
<p>④両社事業における宣伝物の送付等、当行、JCB または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。</p>	<p>④両社事業における宣伝物の送付 <u>または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による等</u>、当行、JCB または加盟店 <u>その他</u>等の営業案内、<u>および貸付の契約に関する勧誘</u>。</p>
	<p><u>⑤刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。</u></p>
<p>(3) 本契約に基づく当行または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項 (1) ①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。</p>	<p>(3) 本契約に基づく当行または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項 (1) ①<u>～⑨</u>の個人情報を当該業務委託先に預託すること。</p>
	<p><u>(4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者を提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えうえで一定期間保管し、当該事業者</u></p>

	<p><u>内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内の J/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。</u></p>
--	--

以上